○文部科学省告示第十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡及び特別天然記念物に、同表下欄の地域を追加して指定する。

平成二十二年二月二十二日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
日光杉並木街道附並木寄進碑	大正十一年内務省告示第四十九号、昭和三十年文化財保護委員会告示第二十五号、平成十年文部科学省告示第百四十七号、平成二十年文部科学省告示第六号	栃木県日光市小倉字西原	八六七番七 岩手県西磐井郡平泉町平泉字柳御所八七番二と同花立一九一番三に挟まれ同伽羅楽一番と同花立二一一番に挟まれるまでの道路敷のうち実測三四三一・〇〇平方メートルを含む。 備考　道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を岩手県教育委員会及び平泉町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
	大正十年内務省告示第三十八号、昭和十三年文部省告示第八十二号、昭和五十六年文部省告示第百三十六号、平成十二年文部省告示第六百四十号、平成十三年文部科学省告示第三百十八号、平成十四年文部科学省告示第百七十六号、平成十八年文化財保護委員会告示第十七号、平成二十年文部科学省告示第百十三号	福岡県大野城市下大利四丁目 同　五丁目 福岡県太宰府市吉松二丁目 同　三丁目	七〇七番二、七一四番三、七一四番四、七二六番三、七二六番六、七二六番八 八二八番三、八二八番四、八二八番五、八四八番一、八四八番三 一八五番一二 四五二番
	水城跡		

同	小代字八木沼	二十八年文化財保護委員会告示第二十九号、昭和二年文部省告示第百四十七号、平成十年文部科学省告示第六百十号、平成二十年文部科学省告示第三百十八号、平成十九年文部科学省告示第十七号	二番三のうち実測四二・九二平方メートル、二一番のうち実測八〇五・五一平方メートル
同	小代字東原	二十八年文化財保護委員会告示第二十九号、昭和二年文部省告示第百四十七号、平成十年文部科学省告示第六百十号、平成二十年文部科学省告示第三百十八号、平成十九年文部科学省告示第十七号	二九〇番三のうち実測一二八・〇六平方メートル、二八九番一九のうち実測一九九・〇四平方メートル、二八九番二七〇のうち実測一七三・一七平方メートル、一四八五番一四、二四八五番一のうち実測一一七・一六平方メートル
同	木倉ケ崎字三並	二十八年文化財保護委員会告示第二十九号、昭和二年文部省告示第百四十七号、平成十年文部科学省告示第六百十号、平成二十年文部科学省告示第三百十八号、平成十九年文部科学省告示第十七号	七二二番一、七二二番二のうち実測一五七・二六平方メートル、七二三番一、七二三番二のうち実測一八六・一八平方メートル、七三三番のうち実測四九〇・三六平方メートル、七四〇番一二
同	大沢町字宮道	二十八年文化財保護委員会告示第二十九号、昭和二年文部省告示第百四十七号、平成十年文部科学省告示第六百十号、平成二十年文部科学省告示第三百十八号、平成十九年文部科学省告示第十七号	四三六番二 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を栃木県教育委員会及び日光市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。